



はら目ディカル通信

通算 第 98 号
2012 年 3 月 13 日
原 眼科病院 発行

医療費の支払い（自己負担額）を抑えるために

★ 限度額認定証をご利用ください ★

手術などでひと月分の医療費が高額になった場合、限度額認定証を提示することで、**病院・薬局窓口などでの支払が軽減できます。**

これまでは入院分だけが適用され、外来分は一部負担金を全額支払い、後日手続きをして多く支払った分の払い戻しを受ける方法だけでしたが、**平成 24 年 4 月 1 日から限度額認定証が“外来にも適用される”** ことになりました。

※自己負担限度額は、患者さんの年齢と世帯の所得により異なります。

年 齢	所得区分	自己負担限度額	
70 歳未満	上位所得者	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %	
	一 般	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	
	住民税非課税者	35,400 円	
70 歳以上	区 分	外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯ごと)
	現役並所得者	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %
	一 般	12,000 円	44,400 円
	住民税非課税者 II	8,000 円	24,600 円
	住民税非課税者 I	8,000 円	15,000 円

◆ 手続き ◆

- ・ **70 歳未満**の方：事前に**加入している保険者に申請**します。
- ・ **70 歳以上**の方：「高齢受給者証」又は「後期高齢者医療被保険者証」で限度額が確認できるため、手続きは不要です。

※ **70 歳以上**の方でも**住民税非課税世帯の方は申請が必要**です。

☆ご自身がどの所得区分になっているかは加入している保険者にご確認ください。

◆ 提示するのを忘れてしまったら？ ◆

病院窓口では一部負担金（3割または1割）を支払って頂きますが、加入している保険者に申請すれば、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻されます。

申請には病院の領収書が必要になりますので、失くさずに保管してください。